

別表六の二（四）の記載の仕方

1 この明細書は、措置法第68条の15の8第6項《法人税の額から控除される特別控除額の特例》に規定する連結法人が同項に規定する特定税額控除規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「当期償却費総額基準額6」は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項《連結事業年度の意義》に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が令和2年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「10又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は30」を消します。

3 「特定対象年度の基準連結所得等金額8」は、措置法令第39条の48第5項第1号《法人税の額から控除される特別控除額の特例》に規定する特定対象年度の同号に規定する基準連結所得等金額を記載します。

4 「前連結事業年度等の基準連結所得等金額の合計額9」は、措置法令第39条の48第5項第1号に規定する前連結事業年度等の同項第2号に規定する基準連結所得等金額の合計額を記載します。

5 「各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続

雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次により記載します。

(1) 当該連結事業年度の月数と、「連結事業年度等又は事業年度等11」の「前連結事業年度等②」の月数とが同じ場合 「11」から「15」までの「前一年連結事業年度等特定期間③」の各欄は、記載しません。

(2) 「連結事業年度等又は事業年度等11」の「前連結事業年度等②」の月数が当該連結事業年度の月数に満たない場合 「12」から「15」までの「前連結事業年度等②」の各欄は、記載しません。

(3) 「連結事業年度等又は事業年度等11」の「前連結事業年度等②」の月数が当該連結事業年度の月数を超える場合 「11」から「15」までの「前一年連結事業年度等特定期間③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額15」の「前連結事業年度等②」には「同上のうち継続雇用者に係る金額13」の「前連結事業年度等②」の金額のうち措置法令第39条の47第13項第2号ロ《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除》に規定する前連結事業年度等特定期間に対応する金額を記載します。